

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「六十四万四千円」を「六十六万四千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区 分			俸 給 月 額
検 事 総 長	一、五二八、〇〇〇円		
次 長 検 事	一、二五〇、〇〇〇円		
東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	一、三五八、〇〇〇円		
そ の 他 の 検 事 長	一、二五〇、〇〇〇円		
	一	二三四、〇〇〇円	
	二	一、〇七八、〇〇〇円	
	三	一、〇〇六、〇〇〇円	

検

事

十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号
三十一、六〇〇円	三二〇、六〇〇円	三三七、三〇〇円	三五二、一〇〇円	三七九、九〇〇円	四〇四、四〇〇円	四二四、一〇〇円	四五九、〇〇〇円	五四六、〇〇〇円	六〇四、〇〇〇円	六六四、〇〇〇円	七三六、〇〇〇円	八五二、〇〇〇円

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に

基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。